

平成十五年政令第五十一号

平成十二年から平成二十六年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る灾害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令  
内閣は、激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

**第一條** 次の表の上欄に掲げる災害を敷衍する災害と付記する場合は、(激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるところ旨定する。

激甚灾害	適用すべき措置
平成十二年から平成二十六年までの間の火山現象による災害で、東京都三宅村の区域に係るもの	法第三条から第五条まで、第十一条の二及び第二十四条に規定する措置

適用すべき措置	までの間の火山現象による区域に係るもの
法第三条から第五条まで、第十一條の二及び第二十四条に規定する措置	
	甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。
	ら施行する。
三月一一日政令第三四号)	から施行する。
三月一二日政令第六一號)	から施行する。
三月一〇日政令第三一號)	ら施行する。
三月一二日政令第五二號)	ら施行する。
三月一四日政令第四四号)	ら施行する。
三月一八日政令第三八号)	ら施行する。
三月一五日政令第三六号)	ら施行する。
三月二四日政令第二七号)	ら施行する。
三月一四日政令第四四号)	ら施行する。
三月一五日政令第五九号)	ら施行する。
三月二八日政令第八九号)	ら施行する。
三月三一日政令第一三〇号)	ら施行する。